

## 「商業登記規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和6年12月18日から令和7年1月17日まで、「商業登記規則の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いましたところ、7件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及び法務省の考え方を、別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、取りまとめの都合上、適宜整理させていただいております。

おって、この意見募集に係る省令案は、頂いた御意見等を踏まえて、「商業登記規則の一部を改正する省令」として、令和7年3月24日（月）に公布されましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>管轄外本店移転登記時の印鑑届書提出を不要することに伴い、印鑑カード交付申請書の提出も不要とし、本店移転前の印鑑カードを継続利用できるようにされたい。</p> <p>背景に、印鑑カード交付申請書の手続きのみオンライン化されておらず、オンライン申請時に、印鑑カード交付申請書のみ書面で提出する必要がある大変な手間となっていることがある。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>複数の印鑑登録がある会社が新規のものも本店移転した場合、新登記所には旧登記所で登録していた印鑑情報を全て引き継ぐのか、あるいは申請人の選択により、特定の者の印鑑は引き継がないこともあり得るのか。</p>	<p>商業登記規則第9条の2第1項及び第11条第3項の規定による記録をした印鑑記録を除き、全ての印鑑記録が引き継がれます。本店移転の登記の申請と併せて、印鑑の廃止の届出がされた場合には、当該届出に係る印鑑記録は新登記所に移送されません。</p>
3	<p>本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合に、登記所が印鑑記録を新所在地を管轄する登記所へ移送することにより、利用者による印鑑届書の提出を不要とすることはかねてから望まれていたことだと思うので、歓迎される改正だと思います。もっと早くに実現しなかったのかという思いはありますが、今回改正に至った背景や経緯がありましたら教えてください。</p>	<p>本改正への賛同意見として承ります。</p>
4	<p>省令案について賛成する。</p> <p>ただし、印鑑カードの取扱いについて、どのようになるのか判然としない。印鑑カードについては、従前の取扱いと変わらず、新本店所在地での発行が必要となるのではないかと懸念している。もしそうであれば、印鑑の提出を不要とする今回の改正の趣旨からして、その効果を半減させるのではないかと危惧する。よって、印鑑カードについても再交付の手続きを不要とする規定等の整備をしていただきたい。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

5	<p>印鑑は朱肉が必要であり、さらに持ち歩かないと家に忘れることもあります。その意味で不便です。障害や年齢、病気によっては、印鑑による本人認証は負担が大きいです。</p> <p>また、印鑑はサインと比較して偽造可能です。</p> <p>そのため、この商業登記規則に限らず、印鑑を不要にし、必要に応じサインに置き換えることを推進してください。こうすることで、書類かペンタブレットさえあれば、印鑑なしでもサインで認証することができます。</p> <p>印鑑からサインへの認証変化を推進してください。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>基本的にはその利便性からあまり反対ではないのであるが、公務員も絡むような登記等に関係してのロンダリング（法人及び法務局によっての不正の洗浄をこの語を使い表現するが。）が発生するのではないかという危惧を持つ。</p> <p>であるので、移送前の状態について、スナップショット的な、登録内容等（登記情報及びその関係する手続についての履歴。可能であれば証明書発行についての履歴も。）の写しの作成を行い、電磁記録として長期間保存するというような事をして公正性を高めるような措置を行った方が良いのではないかと考える（そのようにすれば、登記を扱う法務局が変わる際に不正が行われる事が防げ、また、過去どこにあったのか、本当にその法務局での取扱いがあったのか、手続に関しての不正が生じていないか等の確認がより確実に出来るであろうから。）。</p> <p>公正性について重きを置いた、法人によっても法務局によっても不正の発生する余地の無いような手続としていただきたい。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>本改正案に賛成すると共に、次の意見を申し述べる。</p> <p>ア 印鑑の提出に係る代理権限を証する書面の添付につき、通達等で明らかにすべきである。</p> <p>イ 将来的な課題として、印鑑カードについても、旧所在地を管轄する登記所から交付を受けたカードを、新所在地を管轄する登記所から交付を受けた印鑑カードとして使用することができるようにすべきである。</p> <p>7 印鑑に関する取扱いに係る意見を申し述べる。</p> <p>1 異なる管轄登記所においても提出した印鑑のカードの交付を受けることを可能とすること</p> <p>2 代表取締役の本人確認等をする別の方法等として、印鑑証明書や商業登記電子証明書に代表取締役の住所の記載を追加することを検討すること</p> <p>3 印鑑カードに関して、将来的にはＩＣチップ等を搭載し、スマートフォン等で読み取ることにより、会社法人等番号、本店、商号、当該カードの所有者である代表取締役の住所、氏名、生年月日を表示すること</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、御意見のうち、アについては、取扱いが明確になるよう留意いたします。</p>
--	--	---